

社会福祉法人岡山福祉会 一般事業主行動計画

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年3月1日～平成33年2月28日までの2年間

2. 内容

目標1：育児休業取得率について、女性職員は90%以上を維持します。

<対策> 平成31年3月～

- 育児休業制度について、出産や育児に関する制度の内容や手続きについて、対象者に周知します。
- 育児休業中の代替要員確保や業務分担などを検討し、全職員に周知すると共に、対象者が安心して育児休業を取得できる体制づくりに努めます。
- 育児休業中の現場状況や、取得者の育児状況について情報を共有し、職場復帰に対する不安感を解消できるように努めます。

目標2：職場復帰後も育児に参加しやすい環境を整備します。

<対策> 平成31年3月～

- 休暇取得に対して、職員の間で理解を深め、子育て支援に対する意識改革を図ります。
- 日常的に業務をフォローできる職場体制を作り、休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。

目標3：男性職員の育児休業（5日以上）を取得できる環境を整備します。

<対策> 平成31年3月～

- 男性職員に育児休業を取得するように、働きかけを行います。
- 子どもの出生時に育児休業を取得しやすいように、周囲の職員が業務をフォローできる環境づくりを行います。